

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類8件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖縄振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を追加することとし、あわせて、沖縄振興開発金融公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化し、資金の安定的な確保を図るため、沖縄振興開発金融公庫債券を発行することができるとしている等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、4月28日に青木沖縄開発庁長官から趣旨説明を聴取し、5月10日に本改正案と今回の財政投融資改革との関係、沖縄公庫の財務の健全性の確保と債権のリスク管理、政策金融の政策評価等と沖縄公庫のディスクロージャー、沖縄公庫の業務運営における中小企業や環境への配慮等について質疑が行われ、全会一致をもって可決した。なお、4項目から成る附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

3月10日、沖縄及び北方問題に関する施策について、河野外務大臣、統総務庁長官、青木沖縄開発庁長官から所信を聴取した。

4月21日、沖縄及び北方問題に関する施策について質疑を行い、沖縄サミットに向けた政府の取組、日露平和条約締結問題、北方四島周辺海域における水産問題、元島民への補償措置問題、特別自由貿易地域の現状、北部訓練場内のヘリパッド移設問題、在沖米軍基地のP C B問題等が取り上げられた。

なお、3月16日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）、内閣府（北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、その中で、沖縄県北部振興経費の集中投入の理由、公共事業のモニタリングシステムの内容及び予算額、沖縄サミット首脳会合の会場となる万国津梁館のサミット後の活用方法、沖縄戦資料収集整理事業の趣旨及び予算額、S A C O最終報告に示される基地移転に要する経費、北方四島ビザなし交流事業の予算額及びロシア人受入予算額の累計、北方四島ビザなし交流の下での自然環境調査の充実等について質疑が行われた。

沖縄北方

(2) 委員会経過

○平成12年1月20日（木）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年3月10日（金）（第2回）

- 沖縄及び北方問題についての施策に関する件について河野外務大臣、統総務庁長官及び青木沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○平成12年3月16日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成12年度一般会計予算（衆議院送付）

平成12年度特別会計予算（衆議院送付）

平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（總理府所管（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）、内閣府所管（北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について統総務庁長官及び青木沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、両長官、白保沖縄開発政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年4月21日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 沖縄及び北方問題についての施策に関する件について河野外務大臣、統総務庁長官、青木沖縄開発庁長官、白保沖縄開発政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月28日（金）（第5回）

- 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について青木沖縄開発庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月10日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について青木沖縄開発庁長官、白保沖縄開発政務次官、政府参考人及び参考人沖縄振興開発金融公庫理事長八木橋惇夫君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第28号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要 旨】

本法律案は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖縄振興開発金融公庫（以下、「公庫」という。）の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を加えることとし、あわせて、公庫が沖縄振興開発金融公庫債券（以下、「公庫債券」という。）を発行することができるることとするなど公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公庫は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に関し、次の業務を行う。

- (1) 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であって次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の取得又は当該資金に係る貸付債権の譲受けを行うこと。
 - ① 設備の取得、改良若しくは補修（以下、「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金
 - ② ①に掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金
 - ③ ①又は②に掲げる資金の返済に必要な資金
 - (2) 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資を行うこと。
 - (3) (1)及び(2)の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務（政令で定めるものに限る。）を行うこと。
- 2 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。
- 3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫債券を発行することができる。
- 4 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫の発行する公庫債券に係る債務について保証することができる。
- 5 この法律は、公布の日から2月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 1 沖縄振興開発金融公庫においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、21世紀を迎える沖縄の経済振興や社会開発に対し、総合的な政策金融機関としての役割を十分に果たすよう努めること。
- 2 沖縄振興開発金融公庫の融資等に当たっては、償還確実性の原則の趣旨等を踏まえ、財務の健全性の確保及び適正なリスク管理に努めること。

3 沖縄振興開発金融公庫の業務運営については、民業補完の原則を踏まえつつ、今後とも、沖縄をめぐる経済社会情勢等の変化に対応して適切に改善するよう隨時検討とともに、効率的かつ効果的な業務運営に努めること。また、同公庫の出融資に当たっては、民間金融機関等との協調及び連携の確保に努めること。

4 沖縄振興開発金融公庫においては、政策金融の政策効果等についても、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めるとともに、財務内容の透明性の一層の向上を図るために、ディスクロージャーの更なる充実に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付	託議決	本會議決	委員会付	託議決	本會議決
※28	沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案	衆	12. 2.10	12. 4.24	12. 5.10 可附帶決議	12. 5.12 可決	12. 4.17 可附帶決議	12. 4.21 可決	12. 4.21 可決